

**JSB****JAPAN SOCIETY BASKETBALL FEDERATION**〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-27 後楽鹿島ビル6F  
TEL 03-6852-2030 FAX 03-6852-2031

一般社団法人 日本社会人バスケットボール連盟

一般社団法人日本社会人バスケットボール連盟

## 『懲罰規程』

### 第1条 目的

一般社団法人日本社会人バスケットボール連盟（以下 JSB）が開催する 公式試合において発生した懲罰事項について、公平平等に、適正にまた、迅速に処理することを目的とする。

### 第2条 懲罰基準

公益財団法人 日本バスケットボール協会 「懲罰規程」 に準じる。

ただし、一部は JSB が定める、各種大会の競技規則と懲罰基準の関係による。

### 第3条 適用範囲

JSB が主催、主管する公式試合（全国大会、エリア大会、ブロック大会）に関わるチームおよび個人に適用する。

### 第4条 対象者

公益財団法人 日本バスケットボール協会に加盟または登録するチームおよび個人（選手、チームスタッフ）であり、JSB が開催する公式試合に関わる者。

### 第5条 運用方法

公式試合において、懲罰対象事項が発生した場合には、下記の処理方法で迅速に対処するものとする。

#### ■連絡

- 懲罰対象事項が発生した場合、試合会場の責任者は、対象者および対象チームへ JSB 競技会委員会の判断を待つことを伝える。
- 対象者および対象チームの活動は一旦停止する
- 試合会場の責任者は速やかに、電話などで JSB 規律委員会（山花委員長）へ連絡をすること。

#### ■判断

- JSB が定める、各種大会の競技規則と懲罰基準の関係に相当する内容と判断する。
- JSB が定める、各種大会の競技規則と懲罰基準の関係に当てはまらない内容と判断すれば、JSB 規律委員会（山花委員長）に連絡をする。また山花委員長は JSB 規律委員会の開催および、JSB 裁定委員会に相談する。

#### ■チームおよび個人への通知

- JSB が定める、各種大会の競技規則と懲罰基準の関係に相当する内容と判断された場合、山花委員

**JSB****JAPAN SOCIETY BASKETBALL FEDERATION**〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-27 後楽鹿島ビル6F  
TEL 03-6852-2030 FAX 03-6852-2031

一般社団法人 日本社会人バスケットボール連盟

長の承認を得たのちただちにチームおよび個人への通知をおこなう。

- JSB が定める、各種大会の競技規則と懲罰基準の關係に当てはまらない内容と判断すれば、後日チームおよび個人への通知をおこなう。

## 第6条 上申事項

公式試合に発生した懲罰対象事項が、各種大会の競技規則と懲罰基準の關係に当てはまらない内容や JSB 規律委員会または JSB 裁定委員会へ上申し審議を仰ぐ事項の内容、試合後の懲罰対象事項と判断した場合は、下記の通り、相談または指示、判断を仰ぐものとする。

### ■JSB 規律委員会の相談または指示を仰ぐ事項

- チームおよび個人の出場停止処分（試合中の退場に伴う出場停止処分は除く）。
- 複雑な案件（器物破損や試合後のトラブル）や後日、問題が発生しそうな事項に該当する場合。

### ■JSB 規律委員会または JSB 裁定委員会へ上申し審議を仰ぐ事項

- ① チームおよび個人の出場停止処分（試合中の退場に伴う出場停止処分は除く）。
- ② リーグ戦の勝ち点の没収
- ③ リーグ戦の勝点の減点
- ④ 下位ディビジョンへの降格
- ⑤ 賞の返還
- ⑥ 大会への参加資格の剥奪
- ⑦ JSB 規律委員会から上申された事項

## 第7条 不服申立可能な懲罰

JSB への不服申立は原懲罰が以下のいずれかに該当する場合に限り可能なものとする。

- ① チームおよび個人の出場停止処分（試合中の退場に伴う出場停止処分は除く）。
- ② リーグ戦の勝ち点の没収
- ③ リーグ戦の勝点の減点
- ④ 下位ディビジョンへの降格
- ⑤ 賞の返還
- ⑥ 大会への参加資格の剥奪
- ⑦ JSB 規律委員会から上申された事項

## 第8章 附則

この規程は、2023 年○●月○●日から施行する。